

第13回農地中間管理事業評価委員会議事録

1 開催日時 令和3年6月18日(金) 午後1時30分

2 開催場所 長野市南長野北石堂町1177-3
J A長野県ビル12階 12C会議室

3 出席評価委員等

(1) 農地中間管理事業評価委員会委員出席者 4名

東方 久男委員長、所 弘志委員、青木 保委員、中村 隆宣委員

(欠席委員(1名): 藤巻 進委員)

(2) 出席理事 2名

北原 富裕理事長、堀内 利紀常務理事

4 会議次第及び委員会概要

(1) 開会

伊藤事務局長

定刻になりましたので、ただいまから「第13回公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会」を開会させていただきます。

私は事務局長の伊藤でございます。会議次第に基づき議長選出までの間、進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、当委員会につきましては、次第資料4ページの「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会運営要領」により運営させていただきます。

それでは、北原理事長からあいさつを申し上げます。

(2) 理事長あいさつ

北原理事長

東方委員長を始め、委員の皆様には、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。本日は県農村振興課の担当の方にもご出席いただいております。

委員各位におかれましては、それぞれのお立場で、当機構の事業推進にご指導・ご助言をいただき感謝申し上げます。

委員の変更がございまして、今回より、青木保委員、中村隆宣委員、藤巻進委員の3名に新たに評価委員をお願いしてまいります。当機構の事業運営に対しご指導をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、令和2年度の事業実績が確定いたしましたので、ご報告するとともに、令和3年度の事業推進並びに今後の長野県における農地中間管理事業の方向性に対し、ご意見ご提言をいただきました

いと考えております。

令和2年度の事業実績等ですが、詳細につきましては担当部長等から説明をいたしますが、概要に触れさせていただきます。

令和2年度は、改正された農地中間管理事業法により、農地中間管理事業と円滑化事業の統合一体化や集積計画一括方式の運用が本格実施された1年でした。新型コロナウイルス対策により業務執行に苦勞した場面がありましたが、年間事業実績は大きく伸び、平成26年の事業開始以来初めて、「県の食と農業・農村振興計画」で目標とする年間新規集積面積1,600haを超えました。

令和2年度末実績面積は、集積が1,873ha、配分が更新も含めて2,445haであり、令和元年度に対して、それぞれ203%、253%と大きく伸びました。また、実施市町村数は61となり、そのうち5市町では、集積面積が100ha以上となりました。集積面積の内容を分析いたしますと、新規借入は45%、円滑化事業からの移行が41%、利用権からの移行が13%となっております。市町村等業務委託先の積極的な取組はもとより、現場の認知度が上がり農業者の方々の事業活用が進んだ結果と認識しております。

令和2年度の集積ストックでございますが、4万6千筆余、面積で6,200ha余、借料で3億4千万円余と、元年度末ストックの1.4倍まで増えております。これらストック量の増加により、解約案件、地権者等の相続案件や借受者における権利移転案件などの増加につながっております。

令和3年度におきましても引き続き借受事業量も増加しており、6月末の集積面積では、既に780haを超える見込みとなっております。これは、昨年同期の160%です。更には平成30年度の年間面積もすでに超える勢いがございます。今後の推移を推計しますと、円滑化事業からの移行を始め令和2年度実績を更に上回る集積・配分面積が見込まれますので、令和3年度目標として大きな目標である3,700haに対して、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

また、県下各地で農地中間管理事業を活用した農地整備事業の取組が積極的に行われております。実際に動いている地域もあれば、3年度から計画をされる地域もあります。本日出席いただいている青木委員の地元、長野市綿内東町地区におきましては、長野県初の県営機構関連農地整備事業が取り組まれておりますが、全国でも数少ない果樹地帯での取組という事例でございます。

このような事例は様々な機会、マスコミ等に取り上げられております。現在、ほ場整備の工事も順調に進んでおり、整地された畑がいよいよ現れてきている状況でございます。担い手不足と遊休農地の増加ということが、県下各地の課題となっている中で、このような取組をモデルとしまして、農地整備と機構集積をセットしたほ場条件の改善と農地の集積・集約化が加速されることを期待しております。

現在、県下各地で取り組まれている「人・農地プラン」の実質化の目に見える成果として、機構として農地整備事業との連携に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ストック量が増加する中で、更新案件や相続案件、解約案件、更に賃料の未納や未払案件が増加しております。これら増加する事業量に対して、限られた人員体制で的確に対応する必要があると考えております。これには、市町村等の業務委託先との連携を一層進めることが重要と認識してお

ります。5月にはコロナ対策の中で業務委託先担当者の研修会をリモート形式で実施しました。引き続き業務委託先との連携強化の中で、実務対応をきちんとやっていきたいと考えております。

一方、大きな目標の一つには、単に農地の貸し借りの仲立ちをするだけでなく、集積されたデータをきちんと市町村や地域の「人・農地プラン」の実質化に役立てていただき、農業振興、農地行政施策推進に活用していただくことが重要と思っております。そのためのデータの分析や、活用に向けた市町村や農業委員会への提供ということも必要だと考えております。ただ、現在の事務処理システムではなかなかできない状況がございます。更に、業務量が増加する中では現在のシステムでは近いうちに限界が来るのではないかとということも危惧しているところです。予算的な制約はありますが、新たなシステムの構築に向けて、早い時期に県と相談を始め、それへの備えも進めていくことが必要になると考えております。

本日は、委員の皆様から、幅広い視点から忌憚のないご意見・ご提言をいただき、農地中間管理機構の今後の事業推進に反映させていきたいと考えておりますので、本日の会議が実りあるものとなりますようよろしくお願いいたします。

(3) 評価委員会新任委員の紹介

伊藤事務局長

次第の資料1ページをご覧ください。評価委員に変更がございましたので、今回から新たに評価委員に就任された皆様を御紹介いたします。青木委員は、県農業委員会協議会長で長野市農業委員会会長でございます。藤巻委員は、県町村会産業経済部会長で軽井沢町長でございます。中村委員は長野県農業経営者協会副会長でございます。3人は、前任の清野委員、富井委員、大久保委員の退任に伴い、それぞれ所属する団体から御推薦をいただき、本年度から委員をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、藤巻委員は都合により本日欠席されておりますので、ご報告を申し上げます。それでは、新任の2名の委員からご挨拶をお願いしたいと思います。

青木評価委員

あいさつ

中村評価委員

あいさつ

伊藤事務局長

本日の出席者は次第資料2ページの「出席者名簿」のとおりでございます。

評価委員につきましては、全5名の委員のうち本日は4名の委員から御意見をいただきます。

続いて議長選出でございますが、「評価委員会運営要領」により委員長が議長となるとなっております。東方委員長よろしくお願いいたします。

(4) 農地中間管理事業実績等について

議長

それでは、暫く議長を務めさせていただきます。新しい委員の皆様もよろしく申し上げます。会議がスムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いします。

委員会次第に基づきまして進めてまいります。では、「4 農地中間管理事業の実績等について」(1)の「令和2年度農地中間管理事業の実施状況について」及び(2)の「令和2年度事業報告書について」を一括で説明願います。

大池中間管理部長

(1)「第13回農地中間管理事業評価委員会資料」に基づき説明

「令和2年度農地中間管理事業の実施状況について」を資料1ページから16ページまで説明

堀内総務参与

(2)「第13回農地中間管理事業評価委員会資料」17ページから20ページを説明

「第18回定時評議員会資料」を説明

議長

ただ今の事業並びに財務についての説明について、何かご質問等ございましたらお願いします。

青木委員

事業実績のうち地目別の割合はどのくらいになっておりますか。

大池中間管理部長

水田が6割から7割、畑地3割、樹園地が1割程度となっております。全国的に樹園地の集積が進んでいない状況であり課題となっております。みかん産地では、貸借が進んでいるようですが、りんご、もも等の産地では、各県1割以下という状況です。

北原理事長

地目には、登記簿地目と現況地目があり、機構で引き受けるときには現況地目で整理します。地目が田であっても、作付作物が水稻なのか野菜なのかは、システムには入力しますが、分析まではできておりません。分析するのはこれからになります。樹園地についても、農業委員会で整理するときに単に畑と区分するところもありますし、樹園地と整理するところもございませう。このあたりのデータ整理ができる体制も検討が必要と思ひます。

青木委員

中山間地域における農地中間管理事業の実態というのはどうなっているのでしょうか。中間管理事業で受けてくれないという話を聞きます。

大池中間管理部長

資料 11 ページをお願いします。平坦地と中山間地域の区分をして分析をしていないのですが、市町村別でご覧いただき、比較的取組の進んでいる地域は平坦部の水田地帯が大きい地域とご理解いただきたいと思います。

松本、上田、上伊那などは平坦水田地域の取組が進んでおりますが、中山間地域のほ場面積が小さく、担い手が借りるのに条件が悪いところは、中間管理事業の活用が進んでいないという実態でございます。

議長

中山間地域の貸借の実態は進んでいないという状況ですね。よろしいですか。

青木委員

はい。ありがとうございました。

中村委員

補助事業に取り組む場合、中間管理事業の活用があるかという条件があるので、私も借入地の一部を中間管理事業で貸借しています。

毎年、利用権設定の更新がありますが、農業委員会あるいは農業委員から更新時点で中間管理事業の活用について説明がありませんでした。

説明いただいた資料では、連携しているとなっておりますが、実際には中間管理事業が浸透していないのではないかという感じを持っています。

利用権設定事業から中間管理事業に移行するときにメリットはありますか。農家から聞かれたときに簡単に説明するにはどのようにすればよいのでしょうか。

大池中間管理部長

補助事業に併せた農地中間管理事業の活用というのは、国も中間管理事業をより進めるため補助事業の優先採択の項目に加えてきたというのが実態です。

利用権設定からの移行があまり進んでいない状況で、前回 12 回評価委員会において清野委員から今後どう対応するのかご指摘をいただいておりますので、後ほどご説明をいたします。

中間管理事業のメリットということですが、利用権設定は相対ですから、トラブルが発生しても相対で解決しなければなりません。中間管理事業は、一旦機構が借り入れてから担い手に貸付

けしますから、当人同士のやりとりはない状態になっています。賃料の支払についても、機構が期限に支払をします。こうしたことがメリットになると思います。また、地域においてまとまって事業を活用いただくと、機構集積協力金が地主に交付されるという仕組みもございます。これもメリットと考えております。

議長

2年度の事業報告へのご質問をお受けして、3年度の説明の後に委員の皆様からご提言をいただきます。まず、今の説明を踏まえて更にご質問をいただければと思います。

所委員

昨年度はコロナ禍という中ですが、円滑化事業からの移行もあり、業務量が大きく増加し、相続や合意解約等の業務が多くなる中、大変頑張って事業を遂行されてきたと思います。ご苦労様でした。

令和2年度の事業計画の新規目標面積1,600haは超えたと報告がありました。計画では、円滑化事業からの移行が2,100haあり、合計3,700haを目標にしていたとお聞きしました。3,700haまでは到達していないという報告でしたが、これは人員体制や予算の関係、また周知広報をもっとやらなければならないことだと思います。そういう原因で3,700haにならなかったと理解してよいのでしょうか。

大池中間管理部長

3,700haの目標ですが、1,600haの最初の目標に円滑化事業が廃止になったことに伴い、それを農地中間管理事業で受け入れるということで、円滑化事業が6,000ha程度ありましたので、3年間で農地中間管理事業に移行する計画で、1年間に2,100ha移行するとしてこれを足して3,700haとしました。

実際は、新規等で1,000ha、円滑化事業からの移行が800haあり、合計で1,800haというのが令和2年度の実態でございます。新規は目標の7割程度を達成しましたが、円滑化事業からの移行が2,100haに対して800haに留まってしまったのが実態でございます。

円滑化事業からの移行は、契約中のものも含めて農地中間管理事業に移行するというものでしたが、円滑化事業廃止1年目ということで、契約を途中で解約して移行するところまで円滑化団体の事務が進まなかったということでございます。

一部地域では、契約途中のものも合意解約して農地中間管理事業に移行していただきました。移行初年度であり手続きが進まなかったということでございます。

所委員

よくわかりました。

議長

実施面でそういったずれがあったということですね。

ほかにございますでしょうか。

令和2年度についてはよろしいでしょうか。

(特に発言なし)

議長

次に(3)の「令和3年度の事業活動方針」、(4)「令和3年度の実施状況について」及び(5)「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程の一部改正について」を説明願います。

大池中間管理部長

(3)、(4) 及び(5)を「公社事業の概要」及び配布資料により説明

業務概要9ページにより「令和3年度の活動方針」を説明

資料21ページ「令和3年度の実施状況について」を説明

資料23ページ「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程の一部改正について」を説明

議長

事業規程の31条に評価委員会の内容が追加されたということで、委員会の重要性を認識したところです。ただ事業だけでなく、個人情報漏洩とか賃料誤収受等については、中間管理事業だけでなく、公社の経営の問題です。そこまで踏み込んで評価委員会が報告を受けて評価をすることは新たに与えられたことと受け止めております。再発防止に一人一人が気を付けるだけでなく、公社として内部統制に関する規定を設けるなど、他県の状況を踏まえながら、自主的にマニュアル化して再発を未然に防ぐという万全な体制を整えていただければいいと感じます。

令和3年度の状況は、実績が伸びていると報告を受けたところです。

この後、通算12回までの意見や指摘の内容をまとめた資料がございますので、それを見ながら説明をいただいた後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

令和3年度の方針や取組状況については、よろしいでしょうか。

(特に発言なし)

(5) 農地中間管理事業の取組に向けた意見について

議長

「5 農地中間管理事業の取組に向けた意見について」として「第12回農地中間管理事業評価委員会までの指摘・提言事項への対応状況」を説明願います。

大池中間管理部長

配布資料「第 12 回農地中間管理事業評価委員会までの指摘・提言事項への対応状況」により令和 2 年度の対応状況及び令和 3 年度の実施計画及び対応状況について説明

議長

前回 12 回までの委員会でご意見をいただいたものを盛り込んで今回お示しいただき、ご説明をいただきました。

農林水産省が農地などの関連施策について見直しの方向を取りまとめています。これらは今後、具体的な内容を検討し、取りまとめることとされております。

それでは、ただいまの説明を踏まえ、各委員から中間管理事業の取組に対する御意見あるいは御提案をいただきたいと思っております。

委員の皆様よろしくお願ひします。

メリハリのついた内容をご説明いただきました。また、新たな課題も見えてきていると思ひます。

青木委員

農地中間管理機構の本来の姿は、借りた土地を使いやすくして利用者に貸すという、単なる利用権の移動でなく、利用しやすくして貸付ける機能。こうした機能をもっと發揮してほしいし、農家からそういう声を聞きます。その辺の考え方をお聞きしたいと思ひます。農業委員の間では機構にそのようなイメージを持っています。

「人・農地プラン」の地域の懇談会、検討会をかなりやりました。長野市でも 30 くらいが実質化されました。ほとんどの地域で基盤整備をして使いやすい農地にしたいという希望が多くあります。基盤整備をすることで次への展望も開けると思ひます。中山間地域では残すべき農地を整備してもらいたいという話が相当出ました。中山間地域の農地を活用するのに中間管理機構がどのように動くのでしょうか。

業務委託先である長野市農業公社では、忙しく業務をしています、業務の効率化ができないか、システムの開発も含め何とかならないかと聞いています。何かいい情報はあつのでしょうか。

議長

只今の質問に対して、回答があればお願ひします。

大池中間管理部長

いただいた御意見は今後活かしていきたいと思ひておられます。現段階でお答えできる内容を若干お話しいたします。

中間管理機構が農地を借りやすい状態にして担い手に転貸するという一方で、国も事業創設時に絵を描いていました。しかし、各県の農地中間管理機構にはいろいろな姿があり、自ら基盤整備事業をしている県もございますが、本県にはそのような機能がございませぬので、貸借契約の事務手続きをすることが主な業務になっております。このため、5者合意をして、基盤整備については、県や長土連など関係機関と連携してやらせていただいております。全ての農地を整備して貸し付けることはできませんので、地域内で整備ができる場所は、長土連等と連携をして整備後に貸しける形がいいのではないかと思います。機構が自らできないことがありますので、適切に役割分担をして取り組んでいきたいと考えております。

基盤整備については、多くの要望をいただいておりますので、青木委員の地元である綿内東町地区の事例などを優良事例として紹介し、横展開を図っていきたくて考えております。残すべき農地を決めて話し合うことが「人・農地プラン」ですので、そのプランに基づいて機構も取り組ませていただきたいと思います。

事務の効率化につきましては、業務委託先の負担軽減ということにもなりますが、システムの改修を含め検討させていただき、省略できる書類、押印なども委託先のご意見を聞きながら改善を図ってまいりたいと思います。

青木委員

わかりました。

議長

これからの期待も大きいわけですね。

中村委員

現在作付けしているりんご園の近隣に、耕作されず雑木も生え荒れている農地があります。その地主から何とかしてもらえないかと言われ借りることにしましたが、農地中間管理事業の話が全くなく直接借りています。中間管理機構が入ってやってもらえばいいと感じました。

先ほどの説明をお聞きして、利用権設定事業は廃止になるのかと思いました。

現在は、利用権設定の終期が来るたびに中間管理事業へ移行するよう勧められていますが、まとめて一括解約してやったらどうかと農業委員会であっせんしてくれればいいと思います。

企業誘致して農地を利用する話は、慎重にすべきだと思います。企業の評価は大丈夫かとか、どのように捉えているのでしょうか。

大池中間管理部長

遊休農地については、機構が荒廃農地を借り入れて遊休農地再生事業で整備する事業がございます。整備費用は県3分の1、市町村3分の1、機構が3分の1をそれぞれ負担します。機構の3分の1は借受者からの10年分の賃料を地主に支払わず、その費用に充てるという事業です。令

和元年からの県単事業です。事業費はあまり大きくないのですが、荒れている農地は、このような事業を入れながら取り組んでいきたいと考えております。

利用権設定事業の方向性については、まだ先が見えておりません。国の説明では廃止するとは言い切っておりません。長年続いてきており、かなりの量が利用権設定事業を活用しているのが実態ですので、現場の実態を聞きながら判断するとしております。現段階では、農地中間管理事業を軸にして進めるとしているだけで、利用権設定事業を廃止するとはなっておりません。

市町村によっては、円滑化事業では、終期を迎える農地に係わる担い手の借入農地を全て解約して、農地中間管理事業に移行しているところもございます。

今後は地域の意向を整理して、農地中間管理事業のメリットを前面に出しながらやっていきたいと思っております。

企業誘致については、「かぶちゃん」のようなことのないようにしていきたいと考えております。県にも企業誘致の担当がおりますし、機構のコーディネーターが何回も企業の話聞いて、事業計画を明確にしてから現場に話をしていくというようにしています。国では、担い手のいない地域では企業参入を積極的に進めるという意向もあります。当機構では、コーディネーターを中心に企業からの聞き取り、本社の方針を確認する中で慎重に進めているところでございます。

中村委員

遊休農地再生事業には、どのような要件がありますか。

大池中間管理部長

お配りした冊子「公社事業の概要」の68ページをご覧ください。10年間の中間管理権を設定することや、再生された農地を含め1haの団地化を行うことが要件となっています。再生する農地自体は10a以下でもかまわないということです。

北原理事長

中村委員の話から、市町村や農業委員会へのPRをしっかりとっていくことが大事だと思います。安曇野市は農地整備事業にも取り組んでおり、農地中間管理事業を活用していただいている市町村ですが、更にしっかりPRさせていただきたいと思っております。

中村委員

わかりました。

所委員

「人・農地プラン」の実質化が75.6%達成したとされています。令和3年度の農地中間管理事業活動方針では、県の現地支援チームに参画し地域の話し合いに参加すること、基盤整備事業についても重点指定地域では参画していくことになっています。先ほど青木委員から、地域の話し

合いで基盤整備の要望や荒廃地を機構が入って整備して貸し付けるなどの要望があるとお聞きしました。農林水産省の方針では「人・農地プラン」、「農地バンク」という項目があり、「人・農地プラン」は目標地図を明確化すること、農地バンクは目標地図の実現に向け事業実施することになっています。

県の現地支援チームの動きがあまり活発でない聞いております。そうすると農地中間管理機構も動きがとれないような事態ではないかと思えます。このため、県には積極的に取り組むようお願いしたい。これが活発になれば、基盤整備の導入や貸借がスムーズに進み、県・市町村の意識が共有できると思えます。

南信地域ではリニア新幹線の工事が始まり、残土処理と同時にほ場整備が相当量見込まれています。このほ場整備についても、中間管理権を設定させていただくよう取組をお願いしたいと思えます。

長野県の農地 10 万 ha のうち 54%を中核的農家が経営するという目標ですが、その目標達成には農地中間管理機構が大きな役割を果たすものだと思います。目標達成のために機構として、どのくらいの面積を実施するのか明確にされ、業務を行うことが重要だと思いますので、その辺について機会を見てお示しいただきたいと思えます。

大池中間管理部長

国は全耕地の 8 割を担い手に集積したいという目標ですが、実際はあまり進んでいません。

「人・農地プラン」を作っても農地の行先のないプランが全体の 6 割くらいになっており、国も非常に危惧しています。本県は担い手への集積を 54%としていますが、これに向けて関係機関が連携して進めていかなければならないと考えております。

県の現地支援チームが、コロナ禍で現地の話し合いに出向けないということで活動が停滞していることも事実です。これからは、プランの実践の段階になります。もう一回ここで関係機関全体の体制を整備するため、来月 7 月に「人・農地プラン」の実践研修会が開催される予定です。そこで今後の推進方針を示し、441 プランを全て動かすのは無理がありますから、基盤整備の機運が醸成されている地域など取組易いところから活動を始めて、モデル事例を作って横展開するというのを関係機関で話し合っています。そうした中で、農地中間管理事業を進めてまいりたいと思えます。

南信地域のリニアの件ですが、それ以外でも公共工事に併せて中間管理権を見直さなければいけない事例も出てきております。ほ場条件がよくなって担い手が使いやすくなるのであれば、有難いこととございますので、中間管理権を設定した農地にいきなり公共工事が入られてしまうことのないよう工事部門としっかり打合せしてまいります。

令和 2 年度の集積率は現在県において集計中です。令和元年度実績では 42%となっており、令和 4 年度で 54%の目標を立てていますが、これとの開きができております。42%の集積面積は 44,000ha となっております。これは担い手の自作地と借入地を含めてですが、最終的には 54,000ha 程度を集積していくこととなります。自作地が急激に増えるものではないですから、借

入地をどれだけ増やしていくのかということになります。現状、借入地は利用権設定事業を含めて25,000ha程度あります。目標達成にはもう1万ha程上乗せしなければなりません。それを農地中間管理事業が基軸となり機構が担っていくというところになってくるのだと思います。数字的には厳しいところです。現在、農地中間管理機構による集積は全耕地の6%、貸借面積の16%になっています。1万haを担うには全耕地の15%を担うことになると試算されます。これを全部機構が担うかは別として、県では、「第3期食と農業・農村振興計画」が令和4年度で終わり、令和5年度から新しい計画になるため、今年から目標設定の検討が始まると思われまます。その中で、どれだけ機構が担うのかを明らかにしなければいけないと思います。いくら円滑化事業からの移行を機構が受けても集積率が上がることにはならないので、新規集積を増やさなければなりません。どの様に進めていくか、県と相談しながらやっていきたいと思っています。「人・農地プラン」の目標地図の原型ができている地域では貸したい地主がはっきりしていますので、まずそういう所を中心に「人・農地プラン」の実践に尽力していかねばならないと考えております。

議長

所委員いかがですか。

所委員

深いところまでお考えなさって業務に携わっておられることがわかりました。優良農地をきちんと耕作して維持管理していくことは、食料供給はもとより、洪水防止や環境保全、集落維持などいろいろな部分がありますので進めていただきたいと思います。

システムの更新や開発とかの話が出ていますが、予算がなければできません。付随した多様な事務も増加してきますので、十分な予算と十分な人員を確保していただき、強力で推進していただきたいと思います。

議長

他に今までの中で思いつくものはございますでしょうか。

只今いただきました事項を中心としまして委員長として、まとめに入らせていただきます。

まずは農地中間管理機構の当初の意義は借りやすくして貸し出すことが意義ではなかったのかとの意見に対して、5者合意を始め役割分担をして取り組んでいきたいということでした。

「人・農地プラン」の実質化については、地元の農業委員から基盤整備の意向が多かったということに対して、優良事例の横展開をして次の展開につなげていきたいという総括意見もいただきました。また、中山間地域における農地中間管理事業の活用についてもご意見をいただきました。

業務の効率化につきましては、システムの改修・開発ができないかとの意見がありました。また、業務量が増す中で十分な予算と人員を確保していただくよう提言がありました。アナログ作業が多いという現状を見直していただきたいとの意見に対して、抜本的なシステムの改修も含めて対応していきたいと返答がありました。

遊休農地再生事業に関連して、事業要件等詳細の説明をいただきました。

利用権設定事業の存続・廃止については、国の結論は出ていないということでした。また、農地中間管理事業を軸にするということを確認したところです。

企業誘致について、「かぶちゃん」の例があるので慎重にとの意見がありました。それに対し、企業から事業計画等の説明を受けしっかり協議していくことや、コーディネーターが企業の方針等を確認しながら再発防止に努めるということでした。

「人・農地プラン」における目標地図の明確化は非常に重要であり、実質化を具体的に動かすには、更に質的に進んだ中身が重要であることから、積極的に対応していきたいとの意見がありました。これに対し、モデル事例を横展開するという一歩進んだ取組方針を説明いただきました。

南信地域のリニアをからめた公共事業と農地中間管理事業の活用につきましては、工事部署と話し合い、トラブルのないよう対応するということでした。

農地中間管理事業の目標設定については、県の中心的な役割を果たすには具体的に目標を示して、市町村、農業委員会等の現場の方々に役割分担をしてもらうことが極めて重要だと思います。また、あまり慎重になりすぎるのもいかなものかということは所委員の意見に同感です。

各委員さんの貴重な意見を簡単に取りまとめましたが、補足等ございましたらお願いします。何かございますでしょうか。

それぞれの委員からの意見をいただきましたので、前回までの指摘事項・提言事項に追加するところがありましたら、追加をお願いします。

(特に発言なし)

今までのテーマに入っている項目についても、その対応もまさに評価委員会の実質化です。各項目の中身の問題です。これらのテーマの実質化を更に進めて対応を進めていただきたいと思います。

最後に、業務量の増加によりシステムの重要性が増してきます。解約案件等の増加や、相続未登記の問題などについて、周辺の法整備も進んできましたが、まだまだ足りない部分があると思います。機構だけではどうしようもないものがあるわけですので、そうした関連の総合的な制度見直しの時期に来ているのが現状だと思います。

委員の積極的な意見、また現場で働く皆様方の直感といったものを活かしながら、長野県としての農地中間管理事業が一歩でも進むように願って委員長のとまとめさせていただきます。

(6) その他

議長

次に「6 その他」ですが事務局から何かございますでしょうか。

大池中間管理部長

お手元に事業 PR 用のチラシをお配りしました。中間管理事業は地主向けに作りました。併せて売買のチラシもお配りしました。

議長

他にございますか。

特にないようですので、これで議長を退任させていただきます。会議の進行にご協力いただきありがとうございました。

伊藤事務局長

東方委員長ありがとうございました。

それでは、最後に北原理事長からお礼のあいさつを申し上げます。

北原理事長

本日は長時間にわたり貴重なご意見ご提言をいただきありがとうございました。

それぞれの委員からいただきました内容、委員長からまとめていただきました内容の中で、それぞれのご指摘については十分対応していかなければいけないと考えております。

機構の役割の中での提言がございましたが、その前提として「人・農地プラン」の実質化の中での目標地図を地域できちんと明確化した上で、担い手が使いやすいように集積・集約化をしていくことが必要だろうと思います。そのツールとして農地中間管理機構の存在価値もありますし、機構が果たさなければならない役割が大きいのだと改めてそれぞれが認識しなければいけないのではないかと考えております。

そういう点でのツールの活用の仕方としての機構を、地域ごとにどのようにご認識いただくのか、ご理解いただくのか、というところを改めて PR する必要もあろうかと認識しております。

中村委員からは利用権設定事業のことで提言をいただきましたが、国からの方針にもあるとおり、この秋の概算要求の時には一定の方向を出して、1月の次期通常国会に提案をしていきたいというのが国のスケジュール感になっております。利用権設定事業についての基本的な方針というのはこれからですが、ある意味、事務方としての思いは持っているだろうと思っております。そうした中で、国も実務的な検証は必要だろうとしております。利用権設定事業のボリュームは大変大きく、円滑化事業の見直しというようなどころには留まらない、地域への影響が非常に大きいものと思われますので、短い時間ではありますが、地域の状況をきちんと把握し、考え方・ご要望も県を中心にまとめていただいて、国へきちんと伝えていくことも機構の仕事だと思っております。今回の国の新しい考え方に対して、地域の状況をしっかり把握するところから進めたいと考えております。

また、農地整備事業との連携につきましては、農地整備事業そのものの予算も限られておりますので、機構として必要な部分について県としっかり話をしながら前向きに事業拡大ができるように進めてまいりたいと思っております。

それぞれの委員の皆様方のご助言、ご協力いただくことをお願いいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

(7) 閉会

伊藤事務局長

以上をもちまして、「第13回農地中間管理事業評価委員会」を閉会といたします。